なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、平成二十三年九月に鳥獣保護法第三条第一項の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成十九年環境省告示第三号）が改正され、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合において、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められることとなったとともに、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされたところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

(2)　各地域の猟友会の連携強化

市町村や農林漁業団体の職員等を捕獲等の担い手として育成・確保する一方、猟友会については、鳥獣被害対策実施隊員の一員として、各地域における捕獲等を担う役割が期待される。しかしながら、地域によっては、猟友会の会員が減少しているにもかかわらず、他の地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合がある。

このため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

(3)　住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

改正法により、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとされたことを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第四条第一項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

一の5の(1)に次のように加える。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

一の5の(2)に次のように加える。

また、花火を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）その他の関係法令の規定に基づき、例えば消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

一の5の(3)を次のように改める。

(3)　鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

一の6の見出し中「処理」の下に「及び食品としての利用等」を加え、同6中「捕獲した」を「捕獲等をした」に、「安全性を確保しつつ」を「食肉処理に際して、衛生管理の徹底等により安全性を確保しつつ、品質や加工歩留まりの向上、販路の確保等の経営の視点を取り入れながら」に改め、同6に次のように加える。

さらに、国及び地方公共団体は、捕獲等をした鳥獣の処理及び加工に必要な施設の整備、食品として利用するための衛生的な処理技術等の普及、商品の開発及び販売経路の確立、消費の拡大等への支援等の措置を講ずる。

一の7の(1)中「設置しているところであるが」を「設置するとともに、平成二十年八月には、総務省、経済産業省及び防衛省を構成員に追加しているところであるが」に改め、同7の(3)中「被害防止対策協議会」を「協議会」に改める。

一の9中「被害防止技術」を「捕獲技術を始めとする被害防止技術」に改め、「育成」の下に「、捕獲等の担い手の育成及び技能向上」を加え、「はじめ」を「始め」に改める。

一の11中「棲分け」を「すみ分け」に改める。

二の柱書き中「被害防止対策協議会」を「協議会」に、「捕獲」を「捕獲等」に改める。

二の2中「（鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）」を削る。

二の3の(1)の②中「捕獲」を「捕獲等」に改め、同3の(4)の①中「捕獲の担い手」を「捕獲等の担い手」に改め、同3中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同3の(6)の①（見出しを含む。）中「被害防止対策協議会」を「協議会」に改め、同(6)の②中「対策協議会」を「協議会」に改め、同3中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。

三の1中「捕獲」を「捕獲等」に改める。

三の4を次のように改める。

4　狩猟免許、猟銃所持許可等に係る手続における負担の軽減

国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許、猟銃の所持許可等に係る手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

三の5中「基本指針の策定」を「平成二十四年六月における基本指針の一部改正」に改め、同5を6とし、同4の次に次のように加える。

5　東日本大震災等への対応

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大するおそれがある。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○農林水産省告示第千六百十九号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百一条第一項及び水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第二百四条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の特例を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰

（農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の特例）

第一条　平成二十六年三月三十日までの間、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）第四十条中「額は、」とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年六月二十九日金融庁告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する」とする。